

公共料金の減免など

心身に障害のあるかたの経済的な負担を軽くするため、公共料金などの減免制度や助成の制度があります。

鉄道運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳第1・2種、療育手帳第1種(A)・第2種(B)を持っているかた

【内容例】

※割引内容については各社異なる場合があります。詳しくは各鉄道会社へお問合せください。

※精神障害者保健福祉手帳を提示すると割引が受けられる場合があります。詳しくは各鉄道会社へお問合せください。

利用区分	種 類	割引率	取扱区間
第1種のかたが、介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 (小児を除く)等	50% 〔介護者〕 も同率	全 線
12歳未満の第2種のかたの介護者	定期乗車券 (介護者のみ)		
第1種のかた及び第2種のかたが、1人で利用する場合	普通乗車券	50%	全 線 ただし、片道100kmを 超える区間に限る

【利用方法】

乗車券等を購入するときに、手帳を発売窓口に提示してください。

【問合せ】

各鉄道会社

バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた

【内 容】

◎普通乗車券

降車時に手帳を提示すれば、運賃が50%割引になります。さらに、第1種(療育手帳Aを含む)のかたは、介護者も割引になることがあります。

※割引内容については、各社異なる場合があります。詳しくは各バス会社へお問合せください。

【問合せ】

各バス会社

タクシー運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた

【内 容】

三重県内のタクシーを利用するとき、手帳の提示により、運賃が割引になることがあります。

※割引内容については、各社異なる場合があります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

【問合せ】

各タクシー会社

タクシー料金の助成

所

【対象者】

視覚障害1・2級、肢体障害(下肢または体幹)1～3級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの障害者手帳を持ち、市民税非課税のかた(18歳未満の場合は、世帯全員が市民税非課税のかた)

※施設入所中のかたは利用できません。

※自動車燃料費用助成を利用しているかたは除きます。

【内 容】

協力タクシー事業所で使用できる「タクシー利用券(1枚あたり500円)」を年間1冊(72枚綴り)お渡しします。

タクシー料金が500円ごとに1枚、1乗車につき最大2枚まで利用できます。(利用できる区域は四日市市内に限ります。)

※同一年度内の追加交付や紛失等による再発行はできません。

【申請に必要なもの】

障害者手帳

※代理人が申請する場合は、上記と合わせて、本人の印鑑及び代理人の本人確認書類が必要です。

※中部を除く各地区市民センターでも申請できます。

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

航空運賃の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っているかた(12歳以上)とその介護者

【内 容】

国内線を利用するとき、航空運賃が割引になることがあります。

【問合せ】

各航空会社

市営自転車等駐車場料金の減免

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っているかた

【内 容】

近鉄四日市駅南自転車等駐車場(鵜の森一丁目、近鉄名古屋線高架下)または近鉄四日市駅北自転車等駐車場(安島一丁目、近鉄湯の山線高架下)を利用する場合に、利用料金減免申請書を提出することにより利用料金が半額になります。

※申請・利用の際に、手帳の提示が必要です。

【問合せ】

近鉄四日市駅南自転車等駐車場 TEL/FAX 059-356-0600

近鉄四日市駅北自転車等駐車場 TEL/FAX 059-357-2014

くすの木パーキングの駐車料金の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っているかた

【内 容】

障害者手帳を提示することで割引(5割引)を受けることができます。ご利用の際は、事前に管理事務所か中央監視室まで連絡してください。ただし、障害者手帳を未携帯の場合は割引を受けることができません。

【問合せ】

くすの木パーキング管理事務所

TEL 059-355-3369 FAX 059-352-0326

NHK放送受信料の免除

所

【内 容】

全額免除	次の(1)かつ(2)を満たすこと (1) 障害(身体・知的・精神)のあるかたが世帯にいる (身体または精神障害の場合は、障害者手帳を持っていること) (2) 世帯員全員が市民税非課税
半額免除	次の(1)に該当し、(2)の(a)～(d)いずれかの要件を満たすこと (1) 障害(身体・知的・精神)のあるかたが世帯主であり、かつNHK契約者であること (2) (a)視覚または聴覚の障害で、身体障害者手帳を持っているかた (b)身体障害者手帳(障害等級1・2級)を持っているかたで、(a)以外のかた (c)児童相談所、三重県障害者相談支援センターで重度(A)と判定された知的障害のあるかた (d)精神障害者保健福祉手帳(障害等級1級)を持っているかた

※半額免除のオンライン申請について

半額免除の申請を行う場合は、窓口・郵送での申請に加えて、マイナポータルと連携したオンライン申請も可能です。

【対象者】

上記の半額免除の要件を満たし、マイナポータルの利用登録をしているかた

※療育手帳Aで申請する場合は対象外

【申 請】

「NHK受信料の窓口」を検索し、必要情報の入力やマイナポータルでの本人認証などを行ってください。

【問合せ】

NHK津放送局(免除の内容・半額免除のオンライン申請に関すること)

TEL 059-229-3002 FAX 059-229-3039

障害福祉課 管理係(市役所窓口や郵送での申請手続きに関すること)

TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

青い鳥郵便はがきの配布

【対象者】

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aを持っているかた

【内 容】

申し込み(毎年4月1日～5月31日に受付)により、お1人につき年20枚の郵便はがきが無料で配布されます。

【問合せ】 各郵便局

携帯電話の使用料の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた

【内 容】

各携帯電話会社により異なりますので、各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ】

各携帯電話会社

NTT無料番号案内(ふれあい案内)

【対象者】

①身体障害者手帳を持っているかたで、次の障害に該当するかた

視覚障害……1～6級

上肢・体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能)障害……1・2級

聴覚障害……2・3・4・6級

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害……3・4級

②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた

【内 容】

NTT電話番号案内<TEL>104>が無料で利用できます。

【申 込】

電話またはFAXにて登録希望のご連絡をしてください。

【問合せ】

フリーダイヤル▶0120-104174 FAX▶0120-104134

受付時間／午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日および年末年始を除く)